

管理者の専決処分事項の指定について

令和元年10月9日

議決

下記の事項に関して、管理者において専決処分することができるものとして指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第180条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 法第96条第1項第12号に規定するもののうち和解に関することで、その目的の価格が50万円以下のもの。
- 2 法第96条第1項第13号に規定する損害賠償で、1件の金額が50万円以下の額を決定すること。